

## 討議資料 (ETF 等の投資商品に関する論点)

金融審議会「市場ワーキング・グループ」第5回会合において、国民の安定的な資産形成のためのETFの活用について、関係者において方策を検討していくという方向性が議論されたところ、具体的には、以下のような方策が考えられるが、どうか。

### 1. ETF 市場の流動性

- 常に適切な価格で十分な注文が提示されるよう、取引所を中心とした関係者において、取引の公正に留意しつつ、マーケットメイク制度の導入に向けた検討を行うとともに、マーケットメイカーが注文を提示しやすい環境を整備するため、必要があれば関係府令等の改正を検討する。
- ETFに係る価格調整メカニズムを円滑化し、流動性の向上を図る観点から、関係者が協力し、ETFの設定・交換に係る期間（現行：T+4～T+6）を短縮すべく、手続きの効率化に向けた検討を行う。

### 2. 認知度の向上

- 取引所を中心とした関係者が、ETFの商品性や仕組みなどを分かり易く解説した資料を作成し、販売会社の窓口など様々なチャネルを通じて、広く周知を図る。
- 銀行等を含めた販売会社において投資信託を販売する際に、同種のETFがある場合には、顧客にそれらの商品を比較することができる情報が提供されるよう、取引所において説明資料を作成する。
- なお、銀行等の登録金融機関は制度的に既にETFの窓口販売（証券会社への取次ぎ、媒介等を含む）が可能となっている。

### 3. 長期・分散・積立投資におけるETFの活用

- ETFにおいても、長期投資に向いている商品や経済の持続的な成長に資する商品が開発されており、今後とも関係者において、そのような良質な商品の開発に努める。

- 取引所ホームページのETF銘柄一覧において、長期投資に向いている銘柄や積立のサービスが提供されている銘柄を明らかにする等、投資家に対する情報提供を拡充する。
- 積立に適した手数料のあり方等を含め、ETFを活用した少額積立投資を目的とする商品設計に関し、関係者において検討を行う。